

【「資産評価の手引き」に係る検討項目】

(検討項目 3-4)

償却資産の耐用年数

1. 報告書における記載内容

77. 償却資産の各会計年度の減価償却額は、当該固定資産の当該会計年度開始の時ににおける帳簿価額に、耐用年数に応じた償却率を乗じて算出した金額とする。償却資産に係る耐用年数及び償却率表は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和 40 年大蔵省令第 15 号)に従うこととするが、具体的には要領等において整理する。なお、端数が生じた場合においては、1 円未満を切り捨てる。

2. 検討項目に対する考察

「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成 19 年 10 月)においては、別表 B 2「基本耐用年数表」、B 3「建物の耐用年数表」及び B 4「主な物品・機械装置の耐用年数」が記載されており、特に、別表 B 2 では道路や公園等に省令を上回る期間の耐用年数が設定されている。

保守主義の原則に照らせば、省令を上回る期間の耐用年数の設定には厳格に対応する必要があるが、これらの道路や公園等に加えて、例えば、消防車両は資産価値が小さくない上に耐用年数省令との乖離も大きいと考えられることから、地方公共団体の関係者の中には、省令(5年)を上回る期間の耐用年数(5~20年程度)を設定すべきとの意見も存在するところである。

3. 処理案の方向性

「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成 19 年 10 月)の別表 B 2 で省令を上回る期間の耐用年数が設定されている道路や公園等については、統一的な基準においても同様に取り扱うこととし、その他、消防車両等についても、客観的かつ合理的な理由を踏まえた上で、省令を上回る期間の耐用年数の設定を許容することとしてはどうか。

別表B2 基本耐用年数表

【参考】総務省方式改訂モデルの耐用年数

	本資産算定で使用する耐用年数		財務省令での耐用年数	
	資産名	耐用年数	資産名	耐用年数
有形固定資産	建 物	別表B3参照	建 物	
	道 路	注1) 48	道 路	15
	林道(道路に準ずる)	48		
	農道(道路に準ずる)	48		
	橋 梁	60	橋 梁	60
	トンネル	75	トンネル	75
	立体交差(地下式)	75	立体交差(地下式)	75
	人工地盤	60	人工地盤	60
	区画整理	40		
	公 園	注2) 40	公 園	20
	防火水槽	30	防火水槽	30
	プ ール	30	プ ール	30
	河川(治水)	注1) 49	河川	30
	水 路	30	水 路	30
	水門・樋門	25	水門・樋門	25
	池 沼	30	池 沼	30
	農業農村整備	20		
	治 山	30		
	砂 防	50		
	漁 港	注1) 50	漁 港	50
	港 湾	注1) 49	港 湾	50
	空 港	25		
	海岸保全	注1) 30		
	ポンプ施設 (防災用排水用)	注4) 15		
	ごみ焼却場			
	機械及び装置	別表B4参照		
物 品	別表B4参照			
無形固定資産	地役権(地上権)	5		
	特許権	8	特許権	8
	ソフトウェア(複写後販売用)	3	ソフトウェア(同左)	3
	ソフトウェア(その他)	5	ソフトウェア(同左)	5
	電話加入権	20	電話加入権	20
	漁業権	10	漁業権	10
	ダム使用权	55	ダム使用权	55
水利権	20	水利権	20	
その他	下水道施設(例)	注3)		
	下水管きよ	50		
	処理設備	50		
	ポンプ設備	20		
	施設利用権 (流域下水処理場利用分)	50		

決算統計上の区分	耐用年数
総務費	
庁舎等	50
その他	25
民生費	
保育所	30
その他	25
衛生費	25
労働費	25
農林水産業費	
造林	25
林道	48
治山	30
砂防	50
漁港	50
農業農村整備	20
海岸保全	30
その他	25
商工費	25
土木費	
道路	48
橋りょう	60
河川	49
砂防	50
海岸保全	30
港湾	49
都市計画	
街路	48
都市下水道	20
区画整理	40
公園	40
その他	25
住宅	40
空港	25
その他	25
消防費	
庁舎	50
その他	10
教育費	50
その他	25
(公営事業会計)	
簡易水道事業	38
港湾整備事業	50
市場事業	25
と畜場事業	25
観光施設事業	25
住宅用地造成事業	40
工業用地造成事業	25
下水道事業	44
駐車場整備事業	40
公立大学附属病院事業	25

注1) 道路の耐用年数は、財務省令で10から15年となっているが、国の道路資産価値評価で48年を利用しているため、これと整合性をあわせるために、48年とした。治水、港湾、海岸も同様とした。
 注2) 公園に関しては、構築物の資産算定が出来ないため、総務省の耐用年数を採用した。
 注3) 下水道事業会計の資産については、特に高額に上ることから、簿価の見直しを行う場合の参考として耐用年数を例示した。具体的には、「地方公営企業法の適用を受ける指定事業の勘定科目等について」を参照されたい。
 注4) ポンプ施設は、防災用であるため、「地方公営企業法施行規則」の機械装置のポンプ設備の耐用年数を採用した。

出典：財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)」

別表B3 建物の耐用年数表

コード	用途名称	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	L	M
		鉄骨鉄筋 コンクリート	鉄筋 コンクリート	鉄骨 コンクリート	無筋 コンクリート	コンクリート ブロック	れんが造	プレストレス コンクリート	プレキャスト コンクリート	土蔵造	鉄骨造	軽量 鉄骨造	木造
01	庁舎	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
05	事務所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
06	詰所・寄り場												
08	作業所・工作室												
10	倉庫・物置	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
11	自転車置場・置場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
12	書庫	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
13	車庫	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
15	食堂・調理室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
17	陳列所・展示室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
20	校舎・園舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
21	講堂	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
22	給食室	41	41	31	38	38	38	41	41	19	31	25	20
23	廊下・渡廊下												
24	図書館												
25	体育館	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
28	集会所・会議室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
30	会館・本館												
31	音楽堂・ホール												
32	公民館	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
34	保健室・医務室・衛生室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
35	脱衣室・更衣室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
37	保育室・育児室	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
39	案内所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
40	寮舎・宿舎	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
45	洗場・水飲場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
46	浴場・風呂場	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
47	便所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
49	教習所・養成所・研修所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
50	温室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
53	小屋・畜舎	38	38	31	34	34	34	38	38	15	31	25	17
56	火葬場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
57	葬祭所・斎場	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
58	霊安室・死体安置室	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
59	焼却場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
61	塵芥集積所	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
64	処理場・加工場	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
68	監視所・観察所	50	50	38	41	41	41	50	50	22	38	30	24
70	滅菌室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
71	濾過室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
72	計量器室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
73	ポンプ室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
75	技術室・機械室												
76	ボイラー室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
77	配電室・電気室	38	38	31	34	34	34	38	38	14	31	24	15
89	その他												
90	住宅	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22
91	住宅付属建物	47	47	34	38	38	38	47	47	20	34	27	22

資料: 財務省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号)」

別表B4 主な物品・機械装置の耐用年数

備品台帳		減価償却資産の耐用年数等に関する省令		
小分類	中分類	耐用年数	種類及び用途	細目
印刷機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
自動認証機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
製本機	事務用機械器具類	5	2	その他の事務機器
複写機	事務用機械器具類	5	2	複写機、計算機……
大気汚染自動測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
超音波厚み計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
粉塵計	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
有機物汚濁測定装置	製図計測機器類	5	3	試験又は測定機器
絵画・書	美術工芸品類			
彫刻	美術工芸品類			
陶器類	美術工芸品類			
木工芸品	美術工芸品類			
脂肪分離機	家事裁縫用具類	5	3	試験又は測定機器
食缶搬送コンベア	家事裁縫用具類	5	1	食事又はちゅう房用品・その他
食油ろ過器	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
冷凍庫	家事裁縫用具類	6	1	電気冷蔵庫……
チェンバロ	音楽用具類	5	11	楽器
ピアノ	音楽用具類	5	11	楽器
サッカーゴール	体育用具類	3	9	スポーツ具
防球ネット	体育用具類	3	9	スポーツ具
じん芥車	船車類	4	車両	特集自動車・じん芥車
救急車	船車類	5	車両	特集自動車・救急車
工作車	船車類	4	車両	特集自動車・特殊車体
消防車	船車類	5	車両	特集自動車・消防車
普通乗用車	船車類	6	車両	自動車・その他・その他
霊柩車	船車類	4	車両	特集自動車・霊柩車
さく岩機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
圧縮機	産業機械器具類	3	工具	ロール・その他
切断機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
粉碎機	産業機械器具類	2	工具	切削工具
探知機	電気機器類	5	3	試験又は測定機器
蓄電池	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
発電機	電気機器類	6	1	電気冷蔵庫……
放送設備	電気機器類	6	2	インターホン……
無線電信電話装置	電気機器類	6	2	インターホン……
純水製造装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
蒸気機関説明器	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
電子顕微鏡	理化学機械器具類	8	4	顕微鏡
粉碎装置	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
油処理フェンス	理化学機械器具類	5	3	試験又は測定機器
レントゲン装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
感覚矯正機器	医療機械器具類	6	8	回復訓練機器
小動物ICUシステム	医療機械器具類	5	8	その他・その他・その他
人工蘇生器	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
臓器撮影装置	医療機械器具類	6	8	その他・レントゲン・その他
建物模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
理化学模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
歴史模型	標本、模型、見本類	8	12	その他のもの
プレハブ(移動式組立家屋)	雑具類	10	11	その他・金属製
遺体冷却装置	雑具類	6	8	その他・レントゲン・その他
可搬式動力ポンプ	雑具類	15	12	その他・金属製
祭壇	雑具類	3	11	葬祭用具
仏具類	雑具類	3	11	葬祭用具

注)本表では、地方公共団体の台帳に計上されている物品のうち、財務省令との適用関係が不明瞭なものにつき、例示した。

有形固定資産の評価基準①（特定の時期の設定）

1. 報告書における記載内容

91. 取得原価の判明状況は各地方公共団体において異なることから、比較可能性を確保する観点から、取得原価の判明／不明の判断については、特定の時期を設定し、それ以前のを、原則として取得原価不明なものとして取り扱う。この際、特定の時期については、地方公共団体における取得情報の判明状況の実態や財源との関係等を踏まえた上で、要領等において整理する。なお、設定した特定の時期以降においても、取得原価が不明な資産がある場合には、90 段落の取得原価が不明なものの取扱いにより、原則として再調達原価となる。

※ 91 段落は事業用資産についてであるが、インフラ資産については 96 段落に同趣旨の記載があるところ。

2. 検討項目に対する考察

有形固定資産の取得原価の判明期間については、過去 10 年間程度しか判明していない地方公共団体も存在するものの、一方で過去 30 年間程度は判明している地方公共団体も存在するところであり、取得原価が判明しているにもかかわらず取得原価が不明なものとして取り扱われる有形固定資産は限定的にすべきではないか。

また、地方債同意等基準において、地方債の償還年限が原則として 30 年以内とされていることなども考慮すべきである。

3. 処理案の方向性

以上を踏まえ、特定の時期を過去 30 年間とする方向でさらに検討することとしてはどうか。なお、特定の時期を過去 30 年間とした場合の影響については、地方公共団体からの意見も踏まえ、さらに検証することとしたい。

【参考】平成 26 年度地方債同意等基準（平成 26 年総務省告示第 151 号）

3 償還年限等に関する事項

償還年限については、それぞれの事業に係る公的資金の償還年限との均衡や次に掲げる事項に留意するとともに、公的資金の償還年限が最長 30 年であることに照らし、原則として、償還年限は 30 年以内とすることが適当であるものとする。

有形固定資産の評価基準②(既評価団体の取扱い)

1. 報告書における記載内容

特になし。(ただし、基準モデルや東京都方式等によって既に資産評価を行っている場合等の再評価の取扱いについて検討する必要があるのではないか。)

2. 検討項目に対する考察

再評価に係る事務作業の負担と比較可能性の確保の比較衡量の問題になるが、例えば、償却資産の場合であれば、再評価を行わなくとも将来的には解消する問題である。

また、土地の場合であれば、再評価を行わなければ格差が存続することになるが、再評価に係る事務作業の負担と比較可能性の確保の比較衡量を踏まえた上で、その取扱いを検討する必要がある。(別紙参照)

3. 処理案の方向性

別紙のとおり

有形固定資産の評価基準について

別紙

＜統一的な基準の原則＞

- 取得原価が判明：取得原価
- 取得原価が不明：再調達原価（道路等の敷地は備忘価額1円）
 - ※取得原価の判明・不明の判断に係る特定時期を設定
 - ※開始後は取得原価で、再評価しない
 - ※適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価（道路等の敷地は備忘価額1円）

＜既存団体への配慮＞

- 統一的な基準による開始時貸借対照表作成時の取得原価が不明な資産や、特定の時期以前に取得した資産に関して、既に東京都方式や基準モデル等により資産評価を実施して固定資産台帳を整備している団体（整備中も含む）については、以下のとおりの取扱いとしてはどうか。

区分	東京都方式等	基準モデル等
償却資産	再調達原価算出の事務負担や、対象資産は古いものが見込まれる中で償却が一定程度進んでいること（将来的には償却済となること）を踏まえ、現行の評価額を許容。	左記や、時点が相違するもの現行でも再調達原価で算出していることを踏まえ、現行の評価額を許容。
非償却資産 （道路等の敷地以外）	再調達原価算出の事務負担があることから、当該評価基準の合理性・客観性を踏まえ、現行の評価額を許容。	左記や、時点が相違するが、現行でも事業用資産は固定資産税評価額、インフラ資産の取得原価不明の場合は再調達原価で算出していることを踏まえ、現行の評価額を許容。
非償却資産 （道路等の敷地）	事務負担が少ないことや比較可能性の観点から、原則として統一的な基準を適用することとする。	左記と同様。

売却可能資産に係る計上基準と評価方法

1. 報告書における記載内容

73. 売却可能資産は、資産科目別の金額及びその範囲を注記する。売却可能資産とは、次のいずれかに該当する資産のうち、地方公共団体が特定した資産をいう。ただし、売却を目的として保有している棚卸資産については、売却可能資産には含めない。なお、売却可能資産の具体的な取扱いについては、要領等において整理する。

- ① 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産
- ② 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産

2. 検討項目に対する考察

売却可能資産については、資産・債務改革の観点から注記するものであり、その具体的な範囲については、比較可能性の観点よりも、個々の地方公共団体の事情をより重視し、当該地方公共団体が特定することとされている。

3. 処理案の方向性

売却可能資産は地方公共団体が特定することとされているが、その範囲を例示することとしてはどうか。

【参考】「地方公共団体財務書類作成にかかる基準モデル」及び「地方公共団体財務書類作成にかかる総務省方式改訂モデル」に関するQ&A(平成23年3月改訂)

(売却可能資産の範囲)

問 66-1 売却可能資産の範囲はどのように捉えればよいか。

答

- 1 売却可能資産の範囲は、「新地方公会計制度実務研究会報告書」第250段落において、「現に公用もしくは公共用に供されていない(一時的に賃貸している場合を含む)すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。」とされている。
- 2 しかし、上記の原則の下で、当該団体の売却可能資産の範囲の位置づけが明確になるのであれば、早期に財務書類を整備する必要もあるため、例えば次のような手順で段階的に売却可能資産の対象を広げていくことも認められるものとする。なお、その手順や範囲について、附属明細書(総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領別表 2-11)により公表するものとする。
 - (1) N+1年度予算において、財産収入として措置されている公共資産
 - (2) 各団体に組織されている公共資産活用検討委員会といった組織において売却予定とされている公共資産
 - (3) 普通財産のうち活用を図られていない公共資産
 - (4) すべての普通財産
 - (5) すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産

有形固定資産等の減損処理

1. 報告書における記載内容

84. なお、有形固定資産及び無形固定資産に係る減損処理の適用については、有用性と費用対効果を見極めた上で、今後の検討課題とする。

2. 検討項目に対する考察

減損処理については、既に適用している地方公共団体も一部存在するところであり、比較可能性の問題はあるものの、減損処理の有用性と費用対効果を見極めるという観点からは、既に減損処理を適用している地方公共団体においては許容するという考え方もあり得るのではないかと考えます。

3. 処理案の方向性

以上を踏まえ、原則として減損処理は適用しないこととするが、既に減損処理を適用している地方公共団体においては、その合理性と客観性がある場合に限り、その旨を注記した上で減損処理の適用を許容することとしてはどうか。